(別紙Ⅴ)

高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例

第１６条の規定に該当しない旨の誓約書

　　　　年　　月　　日

（あて先）高　槻　市　長

住　所

名　称

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

（氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます）

高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例第１６条の規定に該当しないことを誓約いたします。

○　高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例第１６条

第１６条　児童福祉施設の設置者は、暴力団又は暴力団員等であってはならない。

（参考）

○高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例（令和３年１２月１６日高槻市条例第４５号）

第３条　（略）

２　指定障害児通所支援事業者は、暴力団(高槻市暴力団排除条例(平成２５年高槻市条例第３３号)第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条例第７条に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であってはならない。